

令和6年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年6月25日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月25日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己	ふ る さ と 振 興 課 長	太 田 圭 介
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	次 長 兼 税 務 課 長	鈴 木 孝 治
		総 務 課 長	藤 下 真 人		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸
		介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子	こ ど も 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎		
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	総 務 課 長	三 谷 克 利
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 次 長	舘 林 久 美
	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第42号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第31号 蟹江町都市計画税条例の制定について
- 日程第3 議案第32号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 輸送車購入契約の締結について
- 日程第7 議案第38号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第39号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第40号 令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 発議第1号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第13 議案第42号 令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年第2回蟹江町議会定例会の最終日です。ご協力のほどよろしくお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に第42号議案のほか、発議第1号の意見書提出議案、総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会審査報告書並びに議会運営委員会報告書が配付してあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

中日新聞蟹江通信部より、本日の写真撮影・録音許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。議場入場の際には暫時休憩の対応をいたしますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る6月21日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは早速、去る令和6年6月21日に開催されました第2回議会運営委員会の内容について報告を申し上げます。

1、意見書の審議結果について。

(1) 採択することになった意見書。災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書。

(2) 不採択とすることになった意見書。ア、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書。イ、安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書。ウ、職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げと職員配置基準改善の意見書。エ、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。オ、「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意

見書。以上が不採択となっております。

2、令和6年第3回9月定例会の日程について、これは別添をご覧ください。
会期の予定表です。

8月23日金曜日、議会運営委員会を開催いたします。9月3日火曜日、議会の開会であります。終了の後、全員協議会を行います。4日水曜日は、3日に終了しなかったときの場合の予備日となっております。6日金曜日、各常任委員会を開催いたします。12日木曜日、一般質問を行います。13日金曜日、一般質問が12日に終了しなかった場合の予備日となっております。19日木曜日、決算審査を行います。20日金曜日は、決算審査が19日に終了しなかった場合の予備日となっております。24日火曜日が議会の閉会となっております。

予定は以上であります。

報告書に戻りまして、3、追加議案について。

追加議案として、「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を上程したい旨、理事者から申し出がありました。最終日の冒頭で議案上程の後に、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催し、補正予算の内容に関する説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議・採決することといたしました。

4、報道関係者の議場への入場許可について。

中日新聞蟹江通信部記者から、6月25日最終日について、写真撮影・録音許可願の届け出があり、許可することとなりました。その上で、議会進行の流れを確認いたしました。

5、その他。

（1）9月議会議案説明会について。

これは日時ですね。日時、令和6年8月16日金曜日、今回は午後1時30分となっておりますので、十分お気をつけください。場所は3階の協議会室となっております。

（2）各常任委員会の招集通知について。

委員会での各委員及び議長宛ての招集通知について協議した結果、今後は、全ての委員会において委員宛て、議長宛て、副議長宛てを個別作成し、タブレット送信することとなりました。

報告は以上となります。

（13番議員降壇）

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました。

○議長 水野智見君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 議案第42号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

では、皆さん、おはようございます。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第42号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

令和6年度蟹江町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,281万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年6月25日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の第4号補正予算につきましては、本年5月の臨時議会でお認めいただきました定額減税補足給付金調整給付につきまして、基準日であります6月3日におけるデータにて試算をしましたところ、給付金に不足額が生じることが判明しましたので、その不足額を計上させていただきますものでございます。

なお、財源につきましては、全額地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

それでは、歳入補正となります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億1,000万円、内訳としまして、地方創生臨時交付金（定額減税補足給付金（調整給付）事業）1億1,000万円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出補正です。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額1億1,000万円、内訳としまして、定額減税補足給付金（調整給付）事業の定額減税補足給付金1億1,000万円でございます。

こちら、重ねての説明になりますが、定額減税し切れないと見込まれる方に、定額減税可能額と減税前税額の差額を1万円単位で給付するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行います。

それでは、本会議を暫時休憩します。

（午前9時11分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時23分)

○議長 水野智見君

議案第42号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第42号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第2 議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」

日程第3 議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第5 議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

を一括議題とします。

本4案は、総務民生常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 石原裕介君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 石原裕介君

総務民生常任委員会に付託されました4案件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件の審査順序について、最初に、総務部に関する1案件、議案第31号の審査を行い、続いて、民生部に関する3案件、議案第32号、議案第33号、議案第34号の審査を行うこととしました。

最初に、議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、税率を0.3%にした理由はという内容の質疑がありました。

これに対し、地方税法の規定により、都市計画税の税率は0.3%が上限である。都市計画事業には年間4億円から5億円かかる見込みで、都市計画税の税収より事業費のほうが多額になる。愛知県内の約70%の市町が0.3%で課税しているという内容の答弁がありました。

次に、都市計画税の具体的な使い道はという内容の質疑がありました。

これに対し、都市計画税は目的税であるため、都市計画事業に充当する。それにより捻出された一般財源もまちづくりに関わる事業に優先して使用したいという内容の答弁がありました。

次に、都市計画税を特別会計として、使用用途を明確にする考えはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、当面は都市計画税の税収よりも都市計画事業費のほうが多額となるため、一般会計の中で都市計画事業に的確に充てていることを決算審査の資料等で明確に公表していくという内容の答弁がありました。

次に、他の自治体で固定資産税の税率に上乗せしているところもあるが、上乗せではなく、都市計画税として市街化区域に限定して課税する理由はという内容の質疑がありました。

これに対し、地方税法に基づく固定資産税の標準税率は現在1.4%で、基本的にはこちらを適用する。市街化区域がない自治体で税率を引き上げているところもあるかもしれないが、蟹江町は市街化区域があるため、都市計画税として課税するものであるという内容の答弁がありました。

次に、住民説明会でも、都市計画税は下水道整備にある程度使用したいとあったが、市街化区域の住民が都市計画税と下水道の受益者負担金の両方を負担することはどうなのか。また、市街化調整区域の方には課税しないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、受益者負担金は、下水道という特定事業の経費に充てるため、1回限りご負担いただくもの。下水道整備により土地の価値が上がり、整備したところから資産価値向上の恩恵を受けることとなるため、ご理解いただきたい。都市計画税は、地方税法に基づき、市街化区域の土地や家屋を課税対象とするという内容の答弁がありました。

次に、いつぐらいから本格的に都市計画税再導入を検討していたのか。また、物価高で出費が増える今、再導入すべきなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、唐突に計画を始めたわけではなく、下水道計画を立て、平成16年から整備に入り、平成21年に供用を開始したそのときから考えていた。低所得者へ手を差し伸べるためにも財源は必要であるという内容の答弁がありました。

次に、収入を増やす方法と支出を減らす方法の具体的な検討はされたのか。また、都市計画の中で削減できるものがあれば、税率は0.2%にすることができるのか検討したのかという内容の質疑がありました。

これに対し、収入を増やす方法としては、町税の収納率が平成20年度では90.1%であった

が、令和4年度では98.6%と8.5%アップしており、自主財源の確保に努めてきた。支出を減らす方法については、行政改革や職員定数削減、人員削減に伴う給与、いわゆる人件費の削減を行い、また、歳出全体として、毎年予算査定を行う中で精査している。都市計画税の充当先の事業が税収を超えるため、0.3%から引き下げる検討はしていないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、市街化区域内に土地や家屋を所有する方に課税される都市計画税そのものに不公平感がある。物価高やそれに対して国も支援している状況の中、2年、3年後の動向を見る必要があり、今やるべきことではないと考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今の世代だけではなく、子や孫の将来を見据えた場合、蟹江町で快適に暮らしてもらうために必要と考える。現状も、修繕すべき施設があるも追いついておらず、財源不足もよく分かる。増税は痛い、将来を見据えて賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第31号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、保険証が廃止されて、福祉医療費受給者証はどうなっていくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正で議論するには早い、福祉医療費受給者証の存続に関して、今後議論が必要である。全国的な流れとして、マイナ保険証と一体化して紙の受給者証が廃止されていく動きがあるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、マイナンバーカードの取得は任意であり、強制ではないため、福祉医療の支給に関する事務をマイナンバーに一本化する条例改正に反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、立ち止まっていたら先へ進めない。進めながら不具合があれば修正し、デジタル化も進めていかないと世界の潮流から乗り遅れてしまう時代であると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第32号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、追加請求資料の説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、国民健康保険税の課税限度額の改正により、後期高齢者支援金等課税額について、1世帯当たり2万円限度額が上がることにより影響を受けるのが45世帯、全体で90万

円税収が上がる。後期高齢者支援金等課税額が22万円から24万円の間の世帯も10世帯あり、影響額は全体で6万8,000円。また、軽減判定基準の改正により、5割軽減の影響を受ける世帯が9世帯増加となり、全体で46万円軽減額が増える。2割軽減についても8世帯が影響を受け、全体で16万1,000円軽減額が増えることとなるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町の後期高齢者支援金分の賦課限度額超過世帯の割合はどのくらいか。また、1.5%に近づけるためにどう見通しを立てるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江町における割合は不明である。後期高齢者支援金分の賦課限度額超過世帯の割合は、1.5%に近づけるために課税限度額を引き上げることが今回の条例改正の趣旨である。今後も、継続して課税限度額の引き上げが必要であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、家庭的保育事業等について説明をという内容の質疑がありました。

これに対し、この条例で規定している事業は、家庭的保育事業のほか小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があり、蟹江町内に対象施設はない。今回の条例改正の趣旨は、保育施設の保育士配置基準を改めるものである。対象年齢も、ゼロ歳から2歳が原則だが、例外的に地域的な問題などがある場合は3歳から5歳を受け入れることができる。蟹江町においては影響は極めて低い条例改正であるという内容の答弁がありました。

次に、事業許可を得るには蟹江町に届け出るのか。また今後、待機児童が増えた場合に、家庭的保育事業等の設置について考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、家庭的保育事業等は、市町村が設置基準などを条例で定めて許可等を行うものである。設置については、民間などから届け出があった場合、基準に従って許可を出す。町として事業を行っていくかは今のところ考えていないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(4番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 水野智見君

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

その前に、本日、中日新聞蟹江通信部より本日の写真撮影・録音許可願の届け出があり、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしております。

ここで、中日新聞蟹江通信部記者の議場への入場のため、暫時休憩とします。

(午前9時40分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時41分)

○議長 水野智見君

日程第2 議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第31号「蟹江町都市計画税条例の制定」に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、この都市計画税は、平成5年度まで18年間課税してきた都市計画税であります。そして、今議会に再導入として上程をされているところであります。

反対の理由としては、市街化区域内にある土地建物を所有する方に課税をされ、住民の間に税の課税に対して不公平感があることであります。また、今も続いている物価高であります。国も、物価高対策として、年金世帯や低所得者に対する給付金の支給を行い、今年秋にも再度給付金の支給や重点支援地方交付金の拡充を検討している状況であります。国民が物価高騰で生活が大変なときに、蟹江町では、年金世帯や子育て世帯の支援ではなく、都市計画税の再導入での増税であり、幾ら税金が見込めないとしても、今導入することは認めることができません。

以上が大きな反対理由でございます。

以上、反対の討論といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、この案につきましては賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の蟹江町都市計画税条例の主な内容は、市街化区域内にある土地および家屋について、その所有者に都市計画税を課するものであります。都市計画税とは、都市計画事業または土

地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であります。先ほど板倉議員もおっしゃられましたとおり、蟹江町では、昭和51年度から平成5年度まで18年間課税されていまして、今回は再導入ということになります。

近年、都市計画道路の整備や下水道整備などに加え、南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害への備えやインフラ老朽化への対応が、喫緊の課題となっております。町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をつくり、永続していくためには、税源確保は重要なものと考えられます。よって本案に賛成をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

他に討論はありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、中日新聞蟹江通信部記者の退場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時46分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時46分)

○議長 水野智見君

日程第3 議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第32号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論をさせていただきます。

この議案は、マイナンバー利用の限定を外して、全ての行政分野においても利用を推進し、情報連携を法制化なしに拡大可能としており、福祉医療の支給に関する事務を今後マイナンバーカードに一体化する条例の改正であります。

そもそも、このマイナンバーカード自体の取得は任意であり、強制ではありません。国民の不安を無視し、国民も医療機関も望んでいないマイナンバーカードの一本化自体、直ちに撤回すべきだと考えますので、反対いたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回提案されている「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について」は、マイナンバーカードと健康保険証が一体となるマイナ保険証へ移行するため、福祉医療費の支給に関する事務で、健康保険証の確認作業にマイナンバー利用事務として必要な改正であります。よって本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第4 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第34号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、総務部次長兼税務課長、こども福祉課長の退席と、消防本部総務課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

総務部総務課長は席を移動してください。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前9時51分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時52分)

○議長 水野智見君

日程第6 議案第37号「輸送車購入契約の締結について」を議題とします。

本案は、防災建設常任委員会に付託されています。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 吉田正昭君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○防災建設常任委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

す。

議案第37号「輸送車両購入契約の締結について」を議題としました。

まず、納車時期について、議会初日では納期に遅延はないと説明したが、その後の業者との打ち合わせで、シャーシ製造元に同じシャーシの注文が殺到しており、年内に契約業者に入荷されなければ納期限に間に合わないおそれがあるとの補足説明がありました。

その後、審査に入ったところ、指名業者選定調書の資本金について説明をという内容の質疑がありました。

これに対し、あいち電子調達共同システムに登録された情報をそのまま掲載したものであるという内容の答弁がありました。

次に、消防団のポンプ車両の更新時期はいつかという内容の質疑がありました。

これに対し、昨年度、須西分団の車両を更新し、これでひととおり分団の車両は更新したところであると。消防本部では、整備から18年を目途に更新計画を策定しており、次回は令和8年度に本町北分団、令和9年度に学戸北分団、令和10年度に学戸南分団、令和11年度に新蟹江西分団と、当面は4年連続で更新する予定であるという内容の答弁がありました。

次に、輸送車購入契約において、納期限に間に合わなかった場合、契約金はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、間に合わなかった場合、契約金額はそのまま翌年度に繰り越すことになると思われるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第37号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 水野智見君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第38号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

今回、先ほどの議案第32号と同じというわけじゃありませんけれども、後期高齢者の広域連合の規約の変更でありますけれども、これはばちっと、提案理由でも、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降は発行されなくなるためということで、規約見ても、新旧対照表見ても、旧で被保険者証、資格証明書とあったのが、その文言がなくなり資格確認書等となっていますけれども、じゃ、実際に今後どうなっていくかということで、初日でも、現行の保険証が12月2日以降新しい保険証は発行しないよ、その代わり資格確認書を発行しますということで、当面は今持っている保険証、期限が7月末で切れるんですけども、当面、愛知県でも来年の7月31日までの有効、今持っている人だよ、持っている人に発行ということですけども、じゃ、実際今後どうなっていくかということで、現行の、今のマイナンバーカードの一体化でマイナ保険証で、マイナンバーカード自体の発行数は、一般質問でもありましたよね、三浦君だったかな、あつて、80%に近い数字の発行なんですけれども、じゃ、それとひもづけして、マイナ保険証のひもづけ、これって実際どのぐらいなんですか。まずお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました後期高齢者医療の被保険者のマイナンバーカードとのひもづけされている方、いわゆるマイナ保険証をお持ちの方の割合でございますが、今年の4月現在の数字で、連合会からの報告の数字によりますと、57.9%の方がマイナ保険証をお持ちという報告をいただいております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

それだけ、マイナンバーカード自体8割近く、79点幾つだったかな、そんな状況で、マイナ保険証のひもつけしているのが57.9%ということで6割近く、じゃ、残り4割の人がそこまでまだ、ましてや今、なかなか利用が進んでいない状況で、この12月2日、後期もそうですし、国民健康保険被用者の保険証もそうなんですけれども、国保についてもそうですよね。じゃ、まだ、今年の5月現在でも7.73%しかまだ利用率がないんですよ。そんな状況で、このまま強行して新しい保険証、資格確認書が何年続けられるかはちょっとまだ決まっていま

せんけれども、本当に大丈夫なのかと。トラブルなんかもまだまだ続いておりますし、先ほど安藤議員からも、トラブルが起きてもそのたびにちゃんと修正していけばいいんだということですけども、国民皆保険の下で本当にいいのかということですよ。

その辺の状況的に、実際に、ちょっと参考にもお聞きしたいんですけども、後期高齢者の人たちのマイナ保険証へのひもづけが6割弱で、国民健康保険はどうなんです。それ参考にして、今申し上げたことに何か答弁できることがありましたらお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました国民健康保険のマイナ保険証の取得率でございますが、今年4月現在の率でいきますと、61.53%の方がマイナ保険証をお持ちでございます。

それを踏まえまして、今、議員のほうからこういった取得率の低さ、また、12月2日にマイナ保険証へ移行するというご心配をいただいておりますけれども、現在、不透明な点もございます。また、今後まだ、対応に関しましては、まだ厚労省のほうからも不明な点多いと、まだ運用に関しましても不明な点はございますけれども、そういったご不安を払拭しながら、今後、皆様にはマイナ保険証の普及に努めていき、そして、取得していたことによって皆様にマイナ保険証を利用していただくことの恩恵を受けていただきたいというふうに私ども考え、今後もその利用に関して普及を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

すみません、ちょっと補足で、私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

議員、以前からマイナ保険証に関してご心配をおかけしておるところですけども、今医療機関ほうで、病院へ受診されると、医療機関さんのほうでも、マイナ保険証あったらここに入れてくださいねとか、前より随分医療機関のほうでも読み取り機械を、随分皆さん置いてみえて、それから、保険証のほうとマイナ保険証があれば使ってくださいということで進めていただいております。そういう状況もございますし、また一方、やはり後期高齢者の方などのように、マイナ保険証が持ちたくても持てないような方だとか、いろいろご事情があるかと思うしますので、その辺は、12月2日以降ご不便をかけないように、それから、医療機関にかかれないうようなことがないように、こちらのほうも十分準備をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第38号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更」に反対の立場から討論させていただきます。

第一の今回の問題は保険証の廃止、マイナ保険証の強要によって、国民皆保険制度の墜落を招くことであります。規約の変更では、マイナ保険証による資格確認ができない人に申請主義の資格確認書を創設し、国民健康保険、今回は後期高齢者医療ですけれども、後期高齢者医療制度では、被保険者証の文言も削除をしています。マイナ保険証のトラブルは命に関わる問題であり、マイナ保険証を取得しにくい高齢者や障害者などは医療を受ける権利が奪われることにもなりかねません。マイナ保険証の利用押しつけ、保険証廃止は撤回すべきと考えます。

そして、マイナンバー制度の拡大も図っています。そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものであります。マイナンバーの情報連携は、法改正なしで拡大を可能としています。プライバシー侵害の危険性を一層高めるもので、デジタル化が進んでいる国でも保険証の一体化、また、ひもづけをしていないこともあります。このようなことで認めることはできません。

以上、反対討論いたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○4番 石原裕介君

4番 新風 石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されている「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、後期高齢者医療の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることから、規約で定める事務を見直すものです。後期高齢者医療の事務を適切に行うためにも必要な改正でありますので、本案に賛成いたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第38号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第39号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

一般会計の補正予算なんですけれども、そもそも、11ページにもあるように、住民情報の管理事業として固定資産税の業務委託料が254万1,000円計上されていますよね。これ自体が、初日でも都市計画税の業務の委託料ということなんですけれども、ちょっとこの、実際に補正予算で今回上がっているんですけれども、先ほど都市計画税の再導入ということで可決しました。ですけれども、本来だったらこの後上程するべきだと思いますし、まだ決まっていないものを早々に固定資産税の、時間がないんだと言われればそれまでかもしれませんけれども、そもそもの補正を上げるのが、本当にこの今回の6月議会に上げるべきだったのか、その辺をお願いしたいのと、あと、この254万1,000円の内訳を少しお願いします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ただいまの議員からのご質問に答えさせていただきます。

今回、このような条例の一部改正等と同時に補正予算案を上程させていただくという例はこれまでも幾つかありまして、今回のようなどんずばり全く同じような例は、ちょっとすみません、今思い浮かばないような状況なんですけれども、例えば人事、給与関係、職員などの給与改正関係なんかに当たるものでございます。条例の一部改正を提案させていただき、それに基づく一般会計の補正予算を上げさせていただいているというものでございます。

今回の固定資産税の業務委託料につきましては、内容としましては、令和7年度からの固定資産税と合わせての課税を目指しておりますので、関連システムの改修ですとか、それから、都市計画税に関するデータの作成、それから帳票の修正、動作の確認、マニュアルの作成などに時間を必要とするということでありましたので、令和7年度4月からの課税を逆算していきますと、この議会にぜひとも上程させていただかなければならないものでございましたので、そのように上程させていただいたということでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今回補正で、そういう理由で、時間等も含めて早急にやりたいということで、確かに今までも、先ほど部長言ったように人事案件なんかはそのやり方しているんだけれども、ちょっと本当にどうなのかなということがあります。ちょっとその辺を考えてもらいたいと思います。

あと、後の補正、国民健康保険の事業にも補正予算で上がっているんですけれども、そのほかに、国民健康保険事業特別会計繰出金あります。1,122万円か。これなんですけれども、あまりにも、1,000万円以上の金額で、その辺でどんな内容のことをやっていくのか、お願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまご質問にございました一般会計のほうからの繰出金でございますけれども、こちらは国保特会のほうにも計上させていただきましたが、システムの改修費の委託料として計上させていただいたものでございます。

こちらの1,122万円という金額の大きな内訳でございますけれども、全体の約7割の部分を国民健康保険のマイナ保険証の一体化に対応するものを占めております。そのほか、国民健康保険システムの負担割合チェック対応に対応するものでございます。もう一つは、国民健康保険システム加入者通知送付の対応をするものでございます。

こちらの内訳の主な内容としましては、全体の大部分を占めております保険証一体化に対応するものとして、今後、マイナ保険証が導入されるにあたりまして、資格確認書などを作成する機能を追加するものとなっております。そのほか、負担割合チェックというものでございますけれども、オンライン資格確認結果、これは自治体と医療機関が相互に負担割合をチェックできるシステムでございますが、そちらの医療機関と保険者の間で負担割合が違うということが、昨今そういう不具合が生じておりましたので、事前にそういった負担割合の齟齬（そご）がなくなるようなシステムを今回取り入れるものでございます。また、加入者情報の通知というものでございますけれども、これは、国のほうから、今年の3月から10月に保険証を作成し、発送する際、保険証にマイナンバーの下4桁の番号を記入して送ринаさいというような通知が出ておりますので、そういったものに対応するものとなっております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

やはり、先ほどからずっと言っているマイナ保険証に、特に国保の関係の保険証を、今までどおりの現行の保険証を12月に向けて新しいマイナ保険証にしていく事業だよね。今、いろいろこの1,100万円の話で、7割が今申し上げたマイナ保険証で、今まででも負担割合で1割、2割、3割、いろいろありますよね、後期も含めると。そこで、今のその辺の見直しのシステム改修もということで、本当にちゃんとできるんですか。今、紙の保険証だと、もう直接、あなたは1割ですよ、2割ですよ、3割ですよと、もううたってありますよね。実際に今後どうなっていくかといういろんな問題が、もう半年ないんですよね。そんな状況でどうなのかなということがあります。

あと、先ほど前の議案で部長からの答弁もありましたけれども医療機関、今、国も、このマイナ保険証の利用拡大を進めるために、本当に病院行っても薬局行っても、マイナ保険証持っていますかとよく聞かれます。ちょっと僕は病院行っていないで言われていない。そういう話を聞きます。国も、この5月から7月で促進、マイナ保険証の利用向上のためにもうお金使って、テレビのCMからいろんなことやっていますよね。病院や特に薬局関係で、こ

の間も国会でも、今までの補助金を10万円を20万円にしたり、病院だと20万円を40万円にしたり、そんないろんなことをやっていますけれども、その辺について本当に、先ほど答弁もあって、こういうことです、肅々ともうやっていくということだと思いますけれども、その辺を、やっぱり今後いろんな話をちゃんと住民からの話も聞いていただいて、実際本当にどうなんだ、やるべきものはやっていくとして、本当に国民が望んでいるものなのか、その辺をちゃんと分かった上で、ある程度国にも、本当に大丈夫なのかということも言っていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉です。

議案第39号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」に対して、反対の立場から討論いたします。

この補正予算の第3号は、先ほどからあります固定資産税の業務委託料として都市計画税、また、国民健康保険事業特別会計の繰出金としてマイナ保険証が計上されています。

反対の理由は、先ほどから言うまでもなく、議案の第31号、第32号、また第38号と同じであります。都市計画税の導入、マイナンバーカードへの一本化をどうしても認めることはできませんので、反対いたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子です。

私は、「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算は、歳出の補正として、地域コミュニティ活動に対する補助や国民健康保険事業特別会計への繰出金、都市計画税の課税準備などに係る経費が計上されており、総額で1,897万6,000円の増額となっております。また、歳入には、これらの事業を実施するための助成金や前年度繰越金が同額計上されております。

今回提案されている補正予算は、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るための経費や国民健康保険マイナ保険証一体化対応に伴うシステム改修費に対する特別会計への繰出金、

都市計画税の課税事務を適正に実施するための経費で構成され、どれも必要不可欠なものであると考えます。引き続き、町政の発展が将来にわたり持続可能なものとなるよう、今まで以上に健全な町財政が堅持されることを要望し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、本議案について賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第39号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第40号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

先ほど一般会計の補正予算で聞きましたので、ちょっと聞き忘れということで、今回、この1,122万円計上されているんですけども、これ自体、マイナ保険証が国の事業でありますよね。これ今現在、先ほどの一般会計でも特定財源ということで上がっています。この費用自体、どこが最終的に負担することになってくるのかお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

今回の議会の上程におきましては、一般会計からの繰り出しということで上程をさせていただきましたけれども、国のほうからは、一応、全額国のほうが持つという情報をいただいておりますが、ただ、まだ、現在のところ詳細な情報が来ておりませんので、今回の上程では見送らせていただきましたけれども、およそ大部分のところは国に見えていただけるということで、今、国のほうが検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

国の財源として、多分充てられるんじゃないかということですけども、国の財源といっても最終的に国民の税金であるから、蟹江町から出すのも国からの補てんも同じだけれども、先ほどから、都市計画税導入もそうですし、その辺で、蟹江町の一般財源から捻出するというのは到底理解できるものでもないで、ただでさえ歳入の見込みがないという状況で、そ

の辺をちゃんと、やっぱりその辺は県や国にもちゃんと伝えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第40号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論させていただきます。

この第1号補正には、電子計算管理業務委託料として、マイナンバーカードと国民健康保険証の、いわゆるマイナ保険証の一本化が計上されております。

反対の理由も、今までとほぼ同じですけれども、先ほど申し上げたとおり、このマイナ保険証の5月の利用がまだ7.73%であります。依然低迷が続いており、このまま12月に現行の保険証の新規発行が中止されれば、大混乱になってしまいます。国民も医療機関も望んでいないマイナンバーカードの一本化は、直ちに撤回すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長 水野智見君

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○7番 三浦知将君

7番 新政会 三浦知将でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されている補正予算は、マイナンバーカードと保険証の一体化およびマイナンバー法等の一部改正に伴う国民健康保険システムの改修のための予算計上です。

国民健康保険システムは、国民健康保険制度を安定して運営するために必要不可欠であり、法に則したシステムの運用を行うために今回の改修を行うものです。適切な国民健康保険制度運営のために必要な対応であります。よって本案に賛成します。

○議長 水野智見君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第40号「令和6年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここで、保険医療課長、消防本部総務課長、ふるさと振興課長の退席と、総務部次長兼税務課長、介護支援課長の入場を許可します。

総務部総務課長は席を移動してください。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前10時27分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時28分)

○議長 水野智見君

日程第10 議案第41号「令和6年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第11 発議第1号「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由を求めます。

山岸美登利さん、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 山岸美登利君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第1号「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月25日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、伊藤俊一、同、佐藤茂、同、飯田雅広、同、安藤洋一。

朗読をもって提案とさせていただきます。

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）。

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成をされたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

一 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。

一 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

一 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月25日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、総務大臣、デジタル大臣、国土交通大臣。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

（2番議員降壇）

○議長 水野智見君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

日程第12 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75号の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定しました。

○議長 水野智見君

お諮りいたします。

精読となっておりました議案第42号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第13 議案第42号「令和6年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番 板倉です。

先ほど全員協議会で詳細について説明がありました。ちょっと教えていただきたいのが、今後、これで補正が認められて、スケジュール的なことって、今後の予定分かりましたらお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

それでは、調整給付事業の今後のスケジュールについてお答えいたします。

まず今、まだ住民税の異動処理もまだまだやっている最中でございまして、手順としましては、データを吸い上げて、それから業務委託に出します。それで、確認書とかそういったものを封入したものを納品していただいて、後は、転入・転出とかの異動の抜き差しをやって発送というふうになるんですが、今考えておるのは、7月の上旬ぐらいにデータを吸い上げてまして抽出して、それを業者に預けます。出来上がってくるのは、7月の下旬ぐらいに納品されてくる予定です。そこから、先ほど申し上げました抜き差しをして、7月の下旬か8月の頭ぐらいに発送ができるのかなというふうに考えております。

その後は、順次確認書の受け付け作業になるんですが、届いたものから順次支払いの作業をやってまいります。申請期限が10月31日までとなっておりますので、その前に、9月の初めか中旬ぐらいになるかもしれない、もうちょっと後かな、9月の下旬か10月の初めぐらいに、まだ出されていない方に対して勧奨通知というものを出すように考えております。

流れにつきましては以上でございます。

○議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和6年第2回蟹江町議会定例会を閉会します。

(午前10時39分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

水 野 智 見

1 番 議 員

多 田 陽 子

2 番 議 員

山 岸 美登利